



平成18年12月11日

各 位

会社名 萩原工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 萩原 邦章
(コード番号 7856 大証第二部・東証第二部)
問合せ先 代表取締役専務事業支援部ジェネラルマネージャー 小野 保
(TEL. 086-440-0860)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年12月11日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」について、下記のとおり平成19年1月24日開催予定の定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社事業の現状を踏まえ、事業目的を整理するとともに、表現を整理・簡略化するものであります。(変更案第2条)
- (2) 公告閲覧の利便性の向上及び公告手続きの合理化を図るため、公告方法を電子公告に変更し、あわせてやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法を定めるものであります。(変更案第5条)
- (3) 「会社法」(平成17年法律第86号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、当社現行定款につき、次のとおり所要の変更を行うものであります。

整備法に定める経過措置の規定により、平成18年5月1日付で定款に定めがあるものとみなされる事項につき、規定を新設または変更するものであります。(変更案第4条、第9条及び第11条)

単元未満株式の管理の効率化を図るため、権利を限定するための規定を新設するものであります。(変更案第10条)

インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、株主の皆様になし提供できるようにするための規定を新設するものであります。(変更案第16条)

株主総会の議事の円滑な進行のため、株主総会に出席して、議決権の代理行使を行う代理人の員数を制限する規定を変更するものであります。(変更案第18条)

取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会における決議事項について、取締役会を開催せずに決議があったものとみなすことを可能とするための規定を新設するものであります。(変更案第28条)

取締役及び監査役が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるように取締役会の決議により、損害賠償責任を一部免除することができる旨を定める規定を新設するものであります。(変更案第32条第1項及び第42条第1項)なお、変更案第32条第1項につきましては、監査役全員の同意を得ております。

社外取締役及び社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、社外取締役及び社外監査役との間に責任限定契約を締結できるよう規定を新設することにより、社外取締役及び社外監査役に優秀な人材を確保し、業務・監査体制の一層の充実を図るものであります。(変更案第32条第2項及び第42条第2項)なお、変更案第32条第2項につきましては、監査役全員の同意を得ております。

会計監査人がより適正かつ的確な会計監査の遂行に資するように、会計監査人との間に責任限定契約を締結できるよう規定を新設するものであります。(変更案第46条)

その他、会社法施行に伴い、文言の整備、条文の加除に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです

3. 日程

定時株主総会開催予定日 平成19年1月24日(水曜日)

変更定款の効力発生日 平成19年1月24日(水曜日)

以上

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商 号) 第1条 当社は、萩原工業株式会社と称し、英文では、HAGIHARA INDUSTRIES INC. と表示する。</p> <p>(目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. <u>藪製品、製織用及び畳用化学繊維の製造販売</u> 2. <u>漁網用ロープ用その他一切の化学繊維の製造販売</u> 3. <u>合成繊維製造設備、プラスチック加工機械、各種巻取機及び関連機器類の製造、組立、販売</u> 4. <u>廃棄物処理装置及び有機肥料製造機械の製造販売</u> 5. <u>合成繊維織物及びその二次製品の製造販売</u> 6. <u>石けん及び化粧品の製造販売</u> 7. <u>損害保険の代理業務、生命保険の募集に関する業務</u> 8. <u>前各号に付帯関連する一切の事業</u></p> <p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を岡山県倉敷市に置く。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(公告の方法) 第4条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数) 第5条 当社の発行する株式の総数は、1,800 万株とする。</p> <p>(自己株式の買受け) 第6条 当社は、取締役会の決議により、<u>自己の株式を買受けることができる。</u></p> <p>(1単元の株式の数及び単元未満株券の不発行) 第7条 当社の1単元の株式の数は、100株とする。 2. <u>当社は1単元未満の株式について株券を発行しない。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商 号) 第1条 (現行どおり)</p> <p>(目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. <u>合成繊維製品の製造販売</u> 2. <u>合成樹脂製品及びその二次製品の製造販売</u> 3. <u>合成樹脂製品の加工機械の製造販売</u> 4. <u>各種スリッター、巻取機及び各種関連機器類の製造販売</u> 5. <u>プラスチック再生機及び関連機器類の製造販売</u> 6. <u>その他精密機械の製造販売</u> 7. <u>損害保険の代理業務、生命保険の募集に関する業務</u> 8. <u>前各号に付帯関連する一切の事業</u></p> <p>(本店の所在地) 第3条 (現行どおり)</p> <p>(機 関) 第4条 <u>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u> 1. <u>取締役会</u> 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u></p> <p>(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告により行う。</u> 2. <u>但し、事故その他やむを得ない事由により、電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、1,800 万株とする。</p> <p>(自己の株式の取得) 第7条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、100株とする。 (第9条2項に移行)</p> <p>(株券の発行) 第9条 <u>当社は株式に係る株券を発行する。</u> 2. <u>前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(名義書換代理人) 第8条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。 2. 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。 3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程) 第9条 当社の、株券の種類並びに株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱い及び手数料については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(基準日) 第10条 当社は、毎年10月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。 2. 前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議により、予め公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主又は登録質権者としてすることができる。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招 集) 第11条 当社の定時株主総会は、毎年1月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合にこれを招集する。</p> <p>(招集権者及び議長) 第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>(単元未満株主の権利の制限) 第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第189条第2項に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求する権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当てを受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人) 第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。 3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程) 第12条 当社が発行する株券の種類並びに株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(基準日) 第13条 当社は、毎年10月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2. 前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によって、予め公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招 集) 第14条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者及び議長) 第15条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第13条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>2. <u>商法第343条の定めによる決議及び商法その他法令において同条の決議方法が準用される決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>2. 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第15条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果は、<u>議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第16条 当会社の取締役は、15名以内とする。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第17条 取締役は株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>3. 前項の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第18条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。</u></p> <p>2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了<u>すべきときまでとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第19条 当会社は、<u>取締役会の決議により</u>、代表取締役を選任する。</p> <p>2. 代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議に基づき、会社の業務を執行する。</p> <p>3. 取締役会は、<u>その決議により</u>取締役会長及び取締役社長各1名を選任し、又必要に応じ、専務取締役及び常務取締役各若干名を選任することができる。</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当会社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、<u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 会社法309条第2項の定めによる決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>2. 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第19条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びに<u>その他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第20条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第21条 取締役は株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u></p> <p>2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了<u>するときまでとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第23条 当会社は、<u>取締役会の決議によって</u>、代表取締役を選定する。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって取締役会長及び取締役社長各1名を選定し、又必要に応じ、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第20条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第21条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議の方法) 第22条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを<u>行う</u>。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役会の議事録) 第23条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(取締役会規程) 第24条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(取締役の報酬及び退職慰労金) 第25条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p>(顧問及び相談役) 第26条 取締役会の決議によって顧問及び相談役を置くことを<u>得る</u>。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会 (監査役の員数) 第27条 当社の監査役は、4名以内とする。</p>	<p>(顧問及び相談役) 第24条 取締役会の決議によって顧問及び相談役を置くことができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第25条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第26条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の方法) 第27条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第28条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</p> <p>(取締役会の議事録) 第29条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(取締役会規程) 第30条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等) 第31条 取締役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。 (第24条に移行)</p> <p>(取締役の責任免除) 第32条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であったものを含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 2. 当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額とする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会 (監査役の員数) 第33条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の選任) 第28条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>(監査役の任期) 第29条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべきときまでとする。</p> <p>(常勤監査役) 第30条 監査役は、互選により、常勤監査役を選任する。</p> <p>(監査役会の招集通知) 第31条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(監査役会の決議の方法) 第32条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</p> <p>(監査役会の議事録) 第33条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(監査役会規程) 第34条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(監査役の報酬及び退職慰労金) 第35条 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p>	<p>(監査役の選任) 第34条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期) 第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結のときまでとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。</p> <p>(常勤監査役) 第36条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知) 第37条 (現行どおり)</p> <p>(監査役会の決議の方法) 第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会の議事録) 第39条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(監査役会規程) 第40条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の報酬等) 第41条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>(監査役の責任免除) 第42条 当社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であったものを含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2. 当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額とする。</p>
(新設)	
(新設)	第6章 会計監査人
(新設)	<p>(会計監査人の選任) 第43条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</p>
(新設)	<p>(会計監査人の任期) 第44条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結のときまでとする。</p> <p>2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第6章 計 算</p> <p>(営業年度)</p> <p>第36条 当社の営業年度は、毎年11月1日から翌年10月31日までとし、毎営業年度末を決算期とする。</p> <p>(利益配当金)</p> <p>第37条 当社の利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、これを支払う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第38条 当社は、取締役会の決議により、毎年4月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、<u>商法293条ノ5に定める金銭の分配</u>(以下中間配当という。)を行うことができる。</p> <p>(利益配当金等の除斥期間)</p> <p>第39条 利益配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。未払いの利益配当金及び中間配当金には利息をつけない。</p>	<p>(<u>会計監査人の報酬等</u>)</p> <p>第45条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p>(<u>会計監査人の責任免除</u>)</p> <p>第46条 <u>当社は、会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額とする。</u></p> <p>第7章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第47条 当社の事業年度は、毎年11月1日から翌年10月31日までとする。</p> <p>(期末配当金)</p> <p>第48条 当社は、株主総会の決議によって毎年10月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、<u>金銭による剰余金の配当</u>(以下「期末配当金」という。)を支払う。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第49条 当社は、取締役会の決議により、毎年4月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、<u>会社法第454条第5項に定める剰余金の配当</u>(以下「中間配当金」という。)を<u>する</u>ことができる。</p> <p>(期末配当金等の除斥期間)</p> <p>第50条 <u>期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。未払いの期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。</u></p>